

# 令和2年度　社会福祉法人の指導監査結果について

## I. 指導監査の実施状況について

令和2年度における指導監査は、令和2年度佐伯市社会福祉法人指導監査実施要領に基づいて、佐伯市が所轄庁となる社会福祉法人16法人のうち、下記の4法人について一般指導監査を行いました。

- ①社会福祉法人双樹会
- ②社会福祉法人希望の森
- ③社会福祉法人子ども未来ネット弥生
- ④社会福祉法人はばたき

## 2. 指導監査の指摘法人数及び指摘件数

### (1) 文書指摘　　3法人（5件）

※指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの。

### (2) 口頭指摘　　4法人（82件）

※指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれるもの。

### (3) 助　　言　　4法人（42件）

※指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの。

## 3. 指導監査結果の主な指摘事項

主な指摘内容は、次のとおりです（詳細は、別紙「令和2年度社会福祉法人指導監査の実施結果報告」に記載しています）。このうち、文書指摘については、その内容及び改善方法等を文書により通知し、期限を付して、改善状況等の結果報告を求めたところ、すべての文書指摘について、改善された事実又は今後の改善方針についての報告がありました。

## (1) 文書指摘

### ①法人運営に関する事項

- ・定款の変更が所定の手続きを経て行われていない。
- ・定款において、役員報酬は無報酬と定めているにも関わらず、報酬を支給している。

### ②管理に関する事項

- ・財産目録が法令に基づき適正に作成されていない。

### ③その他

- ・社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていた（法人職員に対して、無利息で金銭を貸し付けていた）。

## (2) 口頭指摘

### ①法人運営に関する事項

- ・評議員選任解任委員会議事録の記載事項が不十分。
- ・評議員会に提出された監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。
- ・理事会の決議が必要な事項について、決議が行われていない。

### ②管理に関する事項

- ・経理規程に従って会計処理等の事務処理がなされている。
- ・計算書類及び注記が法令に基づき適正に作成されていない。

### ③その他の事項

- ・契約が適正に行われていない。

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施結果報告  
(一般監査の状況)

(所轄庁:佐伯市)

所轄法人数(令和2年度当初)	16法人	
指導監査実施法人	4法人	
監査事項	文書指摘数	口頭指摘数
I 法人運営	2	44
1 定款	1	3
(1)定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか	0	2
(2)定款の変更が所定の手続きを経て行われているか	1	0
(3)法令に従い、定款の備置き・公表がされているか	0	1
2 内部管理体制	0	0
(1)特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか	0	0
3 評議員・評議員会	0	11
(1)評議員の選任	0	0
ア 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか	0	6
イ 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか	0	1
ウ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか	0	0
(2)評議員会の招集・運営	0	0
ア 評議員会の招集が適正に行われているか	0	1
イ 決議が適正に行われているか	0	2
ウ 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか	0	1
エ 決算手続きは、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか	0	0
4 理事	0	5
(1)法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか	0	0
(2)理事は法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか	0	2
(3)理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか	0	2
(4)理事として含まれていなければならない者が選任されているか	0	0
(5)理事長及び業務執行理事は理事会で選任されているか	0	1
5 監事	0	10
(1)法に規定された員数が定款に定められ、その定款が定める員数を満たす選任がされているか	0	0
(2)法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか	0	6
(3)監事となることができない者が選任されていないか	0	2
(4)法に定める者が含まれているか	0	0
(5)法令に定めるところにより業務を行っているか	0	2
6 理事会	0	11
(1)理事会は法令又は定款の定めに従って開催されているか	0	0
(2)理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか	0	5
(3)理事への権限の委任は適切に行われているか	0	0
(4)法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告しているか	0	3
(5)法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか	0	2
(6)借入は、適正に行われているか	0	1
7 会計監査人	0	0
(1)会計監査人は定款の定めにより設置されているか	0	0
(2)法令に定めるところにより選任されているか	0	0
(3)法令に定めるところにより会計監査を行っているか	0	0

<b>8 評議員、理事、監事、会計監査人の報酬</b>		<b>1</b>	<b>1</b>
(1)評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか	0	1	
(2)理事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか	0	0	
(3)監事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか	0	0	
(4)会計監査人の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか	0	0	
(5)役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか	0	0	
(6)役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか	1	0	
(7)役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか	0	0	
<b>9 その他</b>		<b>0</b>	<b>3</b>
(1)ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規定等の違反	0	3	
<b>II 事業</b>		<b>0</b>	<b>2</b>
<b>1 事業一般</b>		<b>0</b>	<b>2</b>
(1)定款に従って事業を実施しているか	0	2	
(2)「地域における公益的な取組」を実施しているか	0	0	
<b>2 社会福祉事業</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
(1)社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適切に実施されているか	0	0	
(2)社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか	0	0	
<b>3 公益事業</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
(1)社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適切に実施されているか	0	0	
<b>4 収益事業</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
(1)法に基づき適正に実施されているか	0	0	
(2)法人が行う事業として法令上認められるものであるか	0	0	
<b>III 管理</b>		<b>1</b>	<b>28</b>
<b>1 人事管理</b>		<b>0</b>	<b>2</b>
(1)法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか	0	2	
<b>2 資産管理</b>		<b>0</b>	<b>1</b>
(1)基本財産の管理運用が適切になされているか	0	0	
(2)基本財産以外の資産管理運用は適切になされているか	0	0	
(3)株式の保有は適切になされているか	0	0	
(4)不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか	0	1	
<b>3 会計管理</b>		<b>1</b>	<b>25</b>
(1)経理規定を制定し、遵守しているか	0	5	
(2)予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか	0	1	
(3)事業区分等は適正に区分されているか	0	0	
(4)会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか	0	1	
(5)計算書類が法令に基づき適正に作成されているか	0	9	
(6)会計帳簿は適正に整備されているか	0	0	
(7)注記が法令に基づき適正に作成されているか	0	6	
(8)附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか	0	2	
(9)財産目録が法令に基づき適正に作成されているか	1	1	
<b>IV その他</b>		<b>2</b>	<b>8</b>
(1)社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか	2	0	
(2)社会福祉充実計画に従い事業が行われているか	0	0	
(3)法令に定める情報の公表を行っているか	0	0	
(4)福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか	0	0	
(5)福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取り組みが行われているか	0	0	
(6)当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか	0	2	
(7)契約等が適正に行われているか	0	6	

## (特別監査の状況)

所轄法人数(令和2年度)	16法人
特別監査実施法人数	0法人

## (命令等の状況)

	法人数
1 社会福祉法	
(1)措置命令(第56条第2項)	0
(2)業務停止命令(第56条第3項)	0
(3)役員解職勧告(第56条第3項)	0
(4)解散命令(第56条第4項)	0
2 社会福祉法第57条関係	
(5)公益事業又は収益事業の停止命令(第57条)	0

(注1)「措置命令(1)」欄には、社会福祉法第56条第2項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じた件数を計上する。

(注2)「業務停止命令(2)」欄には、社会福祉法第56条第3項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止を命じた件数を計上する。

(注3)「役員解職命令(3)」欄には、社会福祉法第56条第3項に基づき、役員の解職を勧告した件数を計上する。

(注4)「解散命令(4)」欄には、社会福祉法第56条第4項に基づき、解散を命じた件数を計上する。

(注5)「公益事業又は収益事業の停止命令(5)」欄には、社会福祉法第57条に基づき、公益事業又は収益事業の停止を命じた件数を計上する。

(注6)具体的な命令をした理由を下記表に掲載する。

## ○社会福祉法第56条第2項に基づく措置命令を行った理由を記載


## ○社会福祉法第56条第3項に基づく業務停止命令を行った理由を記載


## ○社会福祉法第56条第3項に基づく役員解職勧告を行った理由を記載


## ○社会福祉法第56条第4項に基づく解散命令を行った理由を記載


## ○社会福祉法第57条に基づく公益事業又は収益事業の停止命令を行った理由を記載
